

市内に診療所を開設する方を応援します！

新庄市診療所開設支援 補助金のお知らせ



事業概要

新庄市では地域医療体制の強化を図るため、市内における診療所の開設、承継又は業務拡大に要する経費の一部を補助します。

対象となる診療科	眼科、産婦人科、小児科、その他市長が認めるもの
補助対象経費	・診療所として使用する建物及び駐車場の新設、取得、修繕、増築又は拡張に要する経費 ・診療所の用に供する土地の取得に要する経費 ・診療所として必要な医療機器等の購入に要する経費 ・診療所の運営に必要な備品等の購入に要する経費 空調設備、往診用自動車その他備品の購入又は修繕に要する経費
補助額	補助対象経費の 1/2(上限 2,000 万円)

留意事項

- ・「令和 8 年度山形県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業事業費補助金」との併用も可能です。
- ・開設後、当該診療所にて 10 年以上診療を継続する必要があります。
- ・その他、要件や申込方法等についての詳しい内容は下記までお問い合わせください。



↑詳しくはこちらから↑

初めに事前協議が必要です。健康課にてご相談ください。

【交付決定までの流れ】

事前協議申出 → 承認 → 交付申請 → 交付決定

※交付決定より前に着手した事業は、補助対象となりません。

制度についてのお問い合わせ

新庄市健康課 母子保健係 TEL:0233-29-5790 FAX:0233-23-2469